



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

267	令和8年度団体内統合宛名管理システム構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報基盤課).....	2
268	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	4
269	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	5
270	生活保護法による介護機関の指定	( " ).....	5
271	生活保護法による指定医療機関の変更	( " ).....	5
272	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	6
273	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	6
274	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	6
275	〃	( " ).....	6
276	〃	( " ).....	7
277	〃	( " ).....	7
278	救急病院の申出の撤回	(医務課).....	7
279	救急病院の認定	( " ).....	7
280	〃	( " ).....	8
281	子宮頸がん検診車調達業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(健康推進課).....	8
282	国民健康保険組合の解散	(国民健康保険課).....	10
283	有田川土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	10
284	小浦土地改良区の役員の就退任	( " ).....	10
285	県営ため池等整備事業の工事の完了	( " ).....	11
286	〃	( " ).....	11
287	〃	( " ).....	11
288	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	11
289	〃	( " ).....	12
290	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	12
291	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	13
292	道路の区域変更	(道路保全課).....	13
293	〃	( " ).....	13
294	〃	( " ).....	14
295	〃	( " ).....	14
296	道路の供用開始	( " ).....	14
297	〃	( " ).....	15
298	道路の区域変更	( " ).....	15
299	宅地建物取引業者の事務所不確知	(建築住宅課).....	15

### ○ 公安委員会告示

10 少年指導委員の委嘱 ..... 16

○ 公告

入札公告 (情報基盤課) ..... 17

〃 (健康推進課) ..... 20

告 示

和歌山県告示第267号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度団体内統合宛名管理システム構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び内容

(1) 業務の名称

令和8年度団体内統合宛名管理システム構築及び運用保守業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和13年9月30日（火）まで

(3) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（3）に掲げる業務の内容と種類をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者（電気電子部門にあっては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。）

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）

の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

(ア) ITストラテジスト

(イ) システムアーキテクト

- (ウ) エンベデッドシステムスペシャリスト
- (エ) ITサービスマネージャ
- (オ) 情報セキュリティスペシャリスト
- (カ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）
- (キ) プロジェクトマネージャ
- (ク) ネットワークスペシャリスト
- (ケ) データベーススペシャリスト
- (コ) システムアナリスト
- (サ) 上級システムアドミニストレータ
- (シ) アプリケーションエンジニア
- (ス) 情報セキュリティアドミニストレータ
- (セ) システム監査技術者
- (ソ) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (4) ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又は JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（5）に規定する資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからクまでの書類に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和8年4月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年4月8日（水）午前9時から同月20日（月）午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年4月13日（月）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和8年4月27日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2404

電子メールアドレス e0121002@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和8年5月20日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったの

で、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東歯新 12-26	間所歯科医院	東牟婁郡那智勝浦町下里2903-2	令和 8.1.31
東歯新 17-26	岸歯科医院	東牟婁郡那智勝浦町朝日二丁目129	令和 8.2.6
田医新 96-07	朝日ヶ丘TNクリニック	田辺市朝日ヶ丘10-5 万伸ビル101	令和 8.2.9

### 和歌山県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東歯新 23-07	間所歯科医院	東牟婁郡那智勝浦町大字下里2903-2	令和 8.2.1
有薬新 24-07	やよい堂薬局ユアサ店	有田郡湯浅町湯浅685	令和 8.3.1

### 和歌山県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開設者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
鈴木幹啓	新宮市下田二丁目3-2	すずきこどもクリニック	新宮市下田二丁目3-2	訪問リハビリテーション	令和 7.12.1

### 和歌山県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	開設者の名称	指定事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
橋訪新 1-26	医療法人南労会	訪問看護ステーションウェルビー	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市港区弁天二丁目1番30号	橋本市神野々1103	令和 7.1.22
			指定事業所の所在地	橋本市神野々1103	橋本市岸上22-1	令和 7.7.1

## 和歌山県告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3021000 553	むくのきホーム	橋本市高野口町名古曾723-2	共同生活援助	社会福祉法人椋の樹福祉会	橋本市高野口町名古曾724	令和 8.3.31

## 和歌山県告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000 746	ふれあい工房わーくる	橋本市小原田127番	就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人博芳福祉会	橋本市小原田127番	令和 8.4.1

## 和歌山県告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
伊都薬局市脇	橋本市市脇一丁目65番地	—	富岡依子	令和 8.4.1

## 和歌山県告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
訪問看護Re:TA	和歌山市神前236-1	照隅社株式会社	令和 8.4.1

#### 和歌山県告示第276号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションやつぎ	和歌山市西647-1	株式会社Bowpro	令和 8.4.1

#### 和歌山県告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
伊都薬局市脇	橋本市市脇一丁目65番地	富岡依子	令和 8.4.1

#### 和歌山県告示第278号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 国保すさみ病院
- 2 所在地 西牟婁郡すさみ町周参見2916
- 3 失効日 令和8年3月31日

#### 和歌山県告示第279号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 社会医療法人博寿会山本病院

- 2 所在地 橋本市東家6-7-26
- 3 有効期限 令和11年3月31日

#### 和歌山県告示第280号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 公立那賀病院
- 2 所在地 紀の川市打田1282
- 3 有効期限 令和11年3月31日

#### 和歌山県告示第281号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、子宮頸がん検診車調達業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

子宮頸がん検診車調達業務

##### (2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和8年4月3日（金）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員並びにその支店及び営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法

律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 直近2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類)

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税

カ 役員調書

キ 誓約書

ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号)の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「大分類:物品調達」「小分類:物品販売」に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって

(1)のイからカまでの書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、令和8年4月3日(金)から同月17日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年4月3日(金)から同月13日(月)までの午前9時から午後5時までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年4月3日(金)から同月17日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2656

ファクシミリ番号 073-428-2325

### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和8年4月27日(月)までに郵送により送付する。

## 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（県の休日を除く。）以内に、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所で受け付ける。

**和歌山県告示第282号**

国民健康保険法（昭和33年法律192号）第32条第1項第4号に掲げる理由により、国民健康保険組合が解散したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第25条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 組合の名称

和歌山県歯科医師国民健康保険組合

## 2 所在地

和歌山市築港一丁目4-7 和歌山県歯科医師会館内

## 3 解散年月日

令和8年3月31日

**和歌山県告示第283号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

退任した役員（令和8年2月28日退任）

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	林和幸	有田市糸我町西133番地
----	-----	--------------

**和歌山県告示第284号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、小浦土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 退任した役員（令和7年3月31日退任）

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	坂田喜幸	日高郡日高町大字小浦148番地の2
----	------	-------------------

理事	磯崎秀明	日高郡日高町大字小浦132番地
----	------	-----------------

理事	山本喜代一	日高郡日高町大字小浦166番地
----	-------	-----------------

理事	清水秀樹	日高郡日高町大字小浦95番地
----	------	----------------

理事	山本源昭	日高郡日高町大字小浦140番地の1
----	------	-------------------

監事	山本美和子	日高郡日高町大字小浦139番地
----	-------	-----------------

監事 磯寄利巳 日高郡日高町大字小浦83番地

2 就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 坂田喜幸 日高郡日高町大字小浦148番地の2

理事 山本源昭 日高郡日高町大字小浦140番地の1

理事 山本喜代一 日高郡日高町大字小浦166番地

理事 清水秀樹 日高郡日高町大字小浦95番地

理事 三岩裕志 和歌山市松ヶ丘一丁目11番14号

監事 山本美和子 日高郡日高町大字小浦139番地

監事 磯寄利巳 日高郡日高町大字小浦83番地

**和歌山県告示第285号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 大池地区
- 2 確定年月日 令和4年3月26日
- 3 工事を完了した時期 令和7年11月21日

**和歌山県告示第286号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 滝谷池地区
- 2 確定年月日 令和5年10月26日
- 3 工事を完了した時期 令和8年2月25日

**和歌山県告示第287号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 あさお池地区
- 2 確定年月日 令和5年7月4日
- 3 工事を完了した時期 令和8年2月27日

**和歌山県告示第288号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第289号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第291号

令和8年農林水産省告示第273号（以下「告示第273号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方  
新谷宏道  
大窪シゲ子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第273号のとおり

## 和歌山県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
橋本市柱本字鷹ヶ尾972番2地先 から同市柱本字西ノ谷226番1地 先まで	旧	5.70 } 44.70	2990.18	柱本橋 L=40.00

## 和歌山県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

橋本市柱本字西ノ谷226番1地先から同市柱本字西ノ谷216番1地先まで	旧	8.60 } 39.53	155.59	
-------------------------------------	---	--------------------	--------	--

## 和歌山県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市柱本字沓掛66番8地先から同市光陽台一丁目5番20地先まで	旧	6.80 } 16.12	212.77	

## 和歌山県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋931番1地先から同町大川字新田場354番1地先まで	旧	4.38 } 19.77	827.95	
同上	新	8.77 } 24.48	831.26	

## 和歌山県告示第296号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋931番1地先から同町大川字新田場354番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月3日

## 和歌山県告示第297号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字冷水547番1地先から同町動木字冷水528番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月3日

## 和歌山県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市吉原字平谷955番2地先から同市神野々字東竹鼻445番1地先まで	旧	4.58 ） 35.49	670.66	

## 和歌山県告示第299号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課まで申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 商号又は名称 オリエントホームズ株式会社

2 代表者氏名 三木正紀

- 3 主たる事務所の所在地 和歌山市新中島152番地の6  
 4 免許証番号 和歌山県知事(9)第2534号  
 5 免許年月日 令和5年6月27日

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定による少年指導委員について次のとおり告示する。

令和8年4月3日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

氏名	連絡先	活動区域
大野恵章	橋本市市脇四丁目2番2号 橋本警察署 生活安全刑事課	橋本警察署管内
大矢恭子		
前隆弘		
西澤憲彦	伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番1 かつらぎ警察署 生活安全刑事課	かつらぎ警察署管内
平山忠央		
山本健		
堀田泰伯	岩出市高塚198番地の1 岩出警察署 生活安全刑事課	岩出警察署管内
三谷好生		
南章博		
上野俊憲	和歌山市栗栖686番地7 和歌山東警察署 生活安全課	和歌山東警察署管内
武田孝夫		
田中恵津子		
中尾眞智子		
村瀬一也		
青木保誠	和歌山市吹上一丁目6番30号 和歌山西警察署 生活安全課	和歌山西警察署管内
梶本雅彦		
畑中幹造		
波多野正藏		
福井浄堂		
堺卓也	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署 生活安全刑事課	和歌山北警察署管内
福中仁		
牧野真知子		
青木智彦	海南市日方1294番地24 海南警察署 生活安全刑事課	海南警察署管内
尾崎浩之		
藤井雅夫		
井口真澄	有田郡湯浅町大字栖原184番地2	有田湯浅警察署管内
一角幸代		
伊藤嘉史		

牛居裕壺	有田湯浅警察署 生活安全刑事課	
楠木幸子		
中平忠男		
神田秀昭	御坊市湯川町財部237番地1 御坊警察署 生活安全刑事課	御坊警察署管内
西川富雄		
三原一仁		
岡本勝視	田辺市上の山一丁目2番15号 田辺警察署 生活安全刑事課	田辺警察署管内
西山博康		
愛須浩行	西牟婁郡白浜町2926番地の82 白浜警察署 生活安全刑事課	白浜警察署管内
佐藤善英		
高田賢治		
橋本斉		
堀谷育生		
伊藤算志	新宮市新宮2330番地の9 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内
岡鼻崇		
坂下正明		
杉本登		
住野次男		
西太吉		
松下健生		

## 公 告

### 入 札 公 告

令和8年度団体内統合宛名管理システム構築及び運用保守業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和13年度まで

(2) 業務の名称及び数量

令和8年度団体内統合宛名管理システム構築及び運用保守業務委託 一式

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課（以下「情報基盤課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から令和13年9月30日（火）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第267号に規定する令和8年度団体内統合宛名管理システム構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

情報基盤課

(2) 期間

令和8年4月3日（金）から同年5月21日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和8年4月3日（金）から同月17日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年4月8日（水）午前9時から同月20日（月）午後5時までの間に情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

情報基盤課別室

イ 入札日時

令和8年5月22日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和8年5月22日（金）午前9時30分までに情報基盤課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書

に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報基盤課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

情報基盤課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2404

電子メールアドレス e0121002@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Contract for development, operation and maintenance of the integrated address management system in the fiscal year 2026, 1 set

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 22 May 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 22 May 2026)

(3) Contact point for the notice :

Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2404

e-mail e0121002@pref.wakayama.lg.jp

## 入札公告

子宮頸がん検診車調達業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月3日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度

令和8年度

(2) 調達物品の名称及び数量

子宮頸がん検診車 一式

(3) 調達物品の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(4) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(5) 納入場所

和歌山市手平二丁目332

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛敷地内

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第281号に規定する子宮頸がん検診車調達業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課

(2) 期間

令和8年4月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁会議室1-C（北別館1階）

イ 入札日時

令和8年4月28日（火）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和8年4月27日（月）午後5時までに和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年

和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2656

ファクシミリ番号 073-428-2325

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Cervical cancer screening car : 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 28 April 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 27 April 2026)

(3) Contact point for the notice :

Health Promotions Division of Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2656

FAX 073-428-2325